

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会正職員募集要項

令和5年4月

令和5年8月1日採用予定の神栖市社会福祉協議会正職員を次のとおり募集します。

1 職種・職務内容及び採用人数

ソーシャルワーカー（地域福祉推進のための相談援助業務） 2人程度

2 勤務場所

神栖市社会福祉協議会事務局 神栖本所または波崎支所

（神栖本所：茨城県神栖市溝口 1746 番地 1 神栖市保健・福祉会館 2階）

（波崎支所：茨城県神栖市土合本町 3丁目 9809 番地 158 神栖市はさき福祉センター 1階）

3 受験資格（次のすべてに該当する人）

- (1) 1989年（平成元年）4月2日以降に生まれた人
- (2) 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する人
※2023年2月実施の国家試験に合格し、登録手続き中の人も含みます
- (3) 普通自動車運転免許を有する人

※ 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ・日本国籍を有しない人
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

4 選考方法

(1) 書類選考

- ・職員採用試験申込書及びエントリーシートを元に書類選考を行い、合格者に対し第1次試験のご案内をします。選考の結果は合否に関わらず、書面でご連絡いたします。

(2) 第1次試験（書類選考合格者のみ）

区 分		方 法
教養試験 （論文・ 作文を含 む）	高 校 卒 程 度	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する能力について、択一式による筆記試験を行います。（120分）
		論文は、社会福祉に関する考え、文章表現力等について試験を行います。800字程度（60分）
		性格特性検査（20分程度）

※性格特性検査の結果は、最終選考の参考にします。

(3) 第2次試験（第1次試験合格者のみ）

区 分	方 法
面接試験	個別面接または集団面接等により、主として人物について評定を行います。

5 試験日時及び試験会場（日時・会場は変更する場合があります）

試験区分	試験日時（予定）	試験会場（予定）
第1次試験	令和5年6月4日（日） 受付 9:30～ 9:45 説明 9:50～ 教養試験 10:00～12:00 昼食 12:00～12:50 論文 13:00～14:00 一般性格診断検査 14:15～14:35	神栖市保健・福祉会館 茨城県神栖市溝口 1746 番地 1
第2次試験	令和5年6月18日（日） 面接試験 （詳しい時間は、第1次試験合格者に連絡します）	神栖市保健・福祉会館 茨城県神栖市溝口 1746 番地 1

6 合格者の発表

試験区分	発表時期（予定）	発表方法
第1次試験合格発表	令和5年6月9日（金）	合格者にのみ通知します。併せて当法人ホームページに合格者の受験番号を掲示します。
第2次試験合格発表	令和5年6月27日（火）	受験者全員に郵送で合否を通知します。併せて当法人ホームページに合格者の受験番号を掲示します。

7 試験結果の開示

開示請求は受験者本人のみとし、希望する場合には、本人が受験票を持って神栖本所事務局へ直接おいでください。電話、郵便、メール等による開示の請求はできません。

試験	請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	不合格者	総合得点及び順位	合格発表の日から2週間（土・日曜日、祝日を除く）	神栖本所事務局
第2次試験	受験者			

8 合格から採用までの経路

合格者は、採用候補者名簿に登載された後、採用決定となります。

なお、採用候補者名簿登載者以外に「補欠合格者」を決定することがあります。補欠合格者は、補欠合格者名簿に登載されますが、必ず採用になるとは限りません。

採用候補者名簿及び補欠合格者名簿登載の有効期間は、いずれも令和5年7月31日までです。

9 雇用条件

(1) 給料など

神栖市社会福祉協議会職員の給与に関する規程により支給されますが、例えば学校卒業直後に採用された場合の給料などは、次のとおりです。

ア 基本給 185,200 円（月額。大卒の場合。）

イ 諸手当（地域手当(月額。基本給+扶養手当の6%)、期末手当、勤勉手当が支給されます。また該当者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等が支給されます。）

※上記の内容は令和5年4月現在のものです。

※初任給の決定については、学歴、職歴を加味する場合があります。

※採用後の昇給・昇格、退職時に支払う退職手当は、神栖市社会福祉協議会給与等に関する規程に基づき行います。

(2) 勤務時間など

8時30分～17時15分（うち休憩60分）

勤務は週5日（完全週休2日制）。原則として、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く月曜日から金曜日の勤務となりますが、ローテーションによる土曜日勤務、業務の都合による休日勤務があります。

(3) 加入保険

健康保険、厚生年金保険、雇用・労災保険、職員の業務中傷害補償（社協の保険）

(4) 試用期間

新たに採用した職員については、採用の日から6カ月間を試用期間とし、この期間中に職員としてふさわしくないと認められるときは、解雇する場合があります。

(5) 採用時研修

入職後おおむね1ヶ月間を採用時研修期間とし、現場実習や同行訪問等を中心に、本会事業及び事務全般に関する研修を行います。

10 受験申込手続

(1) 提出書類等

ア 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会職員採用試験申込書（最近3か月以内に撮影した上半身脱帽正面向きの写真（裏面に「氏名」を記載）を貼付）1部

イ 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会職員採用試験エントリーシート 1部

ウ 返信用封筒（長3サイズ。94円切手を貼付）1通

宛先に受験者の住所・氏名を記載した返信用封筒を同封してください。後日、選考結果または受験票及び試験時の提出書類を同封して返送します。

エ 最終学校卒業証明書 1部

オ 社会福祉士または精神保健福祉士登録証の写し 資格ごとに1部

カ 受験料 不要

*ア、イ及びウは、ボールペン（消せるボールペンは不可）または万年筆を用い、必ず自筆で記入してください。

*オについて、現在登録手続き中のかたは、国家試験の合格を証明できる書類（写し可）を資格ごとに1部同封してください。

(2) 採用試験申込書の請求

採用試験申込書は、神栖市社会福祉協議会神栖本所事務局で配布しているほか、当法人のホームページ (<https://www.kamisushakyo.jp/>) から直接ダウンロードできます。なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書し、受験者の氏名・住所（返信先）・連絡先（電話番号）を記載した書面、120円分の切手を必ず同封し、下記の住所までお送りください。

(3) 申込受付期間及び提出方法

令和5年4月24日（月）～5月15日（月）

申込受付は、土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時までとし、神栖市社会福祉協議会神栖本所事務局へ持参してください。また、郵便で申し込む場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書し、簡易書留等確実な方法でお送りください。

5月15日（月）午後5時までに神栖市社会福祉協議会神栖本所事務局へ到着したものに限り受け付けます。

*インターネットによる申込みはできません。

*提出された書類等は返却いたしません。

(4) その他

ア 書類選考に合格した受験申込者には、受験票を交付します。

イ 採用試験申込書に写真の貼付がない場合は、受付できません。

ウ 今後、情勢の変化により採用試験が変更（中止・延期）される場合には、当法人ホームページで告知いたしますので、随時確認ください。

エ 採用試験は、神栖市民からの会費等、貴重な財源を使って実施します。試験を申し込まれる方は必ず受験されるようお願いいたします。

1.1 問い合わせ・採用試験申込書請求先

〒314-0121

茨城県神栖市溝口1746番地1（神栖市保健・福祉会館内）

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 神栖本所事務局（担当：相良・奥村）

電話0299-93-0294